



城里下第 156 号
平成29年 8月 7日

城里町下水道審議会 様

城里町長 上遠野 修



諮詢書

城里町下水道審議会条例（平成25年12月25日条例第41号）第2条の規定により、下記の諮詢事項について貴委員会の意見を伺います。

記

【諮詢事項】

流域地区公共下水道の下水道事業計画について

【諮詢の趣旨】

流域関連公共下水道における都市計画区域内の下水道整備事業は、平成30年度末で全体の90%以上が完了する予定です。

当町の下水道事業全体計画は平成13年3月に策定されましたが、都市計画区域外の増井1区の一部や増井2区及び磯野地区においては、整備を望む声がある一方で、政策決定のプロセスとしての議論も必要となります。

また、増井・磯野地区と隣接する農業集落排水事業上入野地区においても、施設の老朽化、人口減少に伴う料金収入の減少及び将来的な維持管理コストの縮減を図る目的から、公共下水道区域への編入を検討しております。

このような背景を踏まえ、流域関連公共下水道における今後の汚水処理事業の整備のあり方について諮詢いたします。